

生活支援型商品券

平成27年度住民税非課税世帯を対象に、商品券を販売します。

8月3日(月)から 9月30日(水)まで

販売金額 1冊8千円(1万3千円分の商品券。1世帯1冊のみ)

販売期間 8月3日(月)~9月30日(水) (土・日・祝日を除く) 午前9時~午後1時~4時

販売場所 市役所1階相談室2

お問い合わせ 福祉総務課

地域消費喚起型商品券

八幡市 プレミアム商品券

販売します

Table with columns: 販売日, 販売場所, 販売時間, 販売冊数. Lists sales dates from 8/2 to 8/7 at various locations like 八幡市文化センター and 商工会館.

※駐車場なし。各販売所の駐車台数には限りがあります。できるだけ公共交通機関などをご利用ください。

お問い合わせ 商工観光課、商工会 (0981-0234)



商品券の内訳

- 1冊あたり千円券10枚、500円券6枚
・全取扱店舗で利用できる全店舗共通券1万1千円(千円券10枚、500円券2枚)
・小型店舗専用券2千円(500円券4枚)



売り切れ次第終了

8月2日(日)から 7日(金)まで

商工会と共同で2万冊の商品券を販売します。表のとおり8月2日(日)に1万冊、3日(月)から残り1万冊を先着順で販売し、売り切れ次第終了します。

注意!

場所取りや先に並んでいる家族やグループに後から来て割り込むことはできません。最後尾に並んでください。購入できるのは、並んだ人一人につき5冊まで。代理購入は不可。

注意!

※販売当初(特に販売初日)は、混雑が予想されます。長時間お待ちいただく場合や販売を制限させていただきます。商品券は、対象世帯分を用意していますので、9月30日(水)までにお越しください。

国保医療課からのお知らせ

国民健康保険(国保)に加入している昭和15年8月2日以降に生まれた70歳以上75歳未満の人に高齢受給者証を送付しました。8月1日以降、医療機関で診療を受けるときは、保険証とともに高齢受給者証を窓口に掲示してください。

高齢受給者証を送付

限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる人は、国保医療課で申請して、限度額適用認定証の交付を受けてください。※高齢受給者証をお持ちの場合、非課税世帯のみが該当します。

高齢受給者の自己負担割合

Table showing self-payment ratios for high-age recipients based on their status and birth date (before or after April 2, 1979).

※現役並み所得者...同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計額が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、申請すると1割または2割になります。

ひと月あたりの支払い限度額

Table showing monthly payment limits for high-age recipients, categorized by age group (under 70 or 70-75) and income status.

※1 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
※2 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

70歳以上75歳未満の人

Table showing payment limits for high-age recipients aged 70-75, categorized by income status and whether they are inpatient or outpatient.

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。
※2 現役並み所得者、低所得者II・I以外の人。
※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得者I以外の人)。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。
※5 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。

ジェネリック医薬品差額通知について

国保では、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。今年度は8月末から通知を開始します。

この通知は、被保険者の医療費の自己負担を軽減することともに、医療費の適正化を図ることを目的として、現在使

用している新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の差額をお知らせします。

人を対象にしており、必ずしも全員に届くわけではありません。ジェネリック医薬品への切り替えは、医師に相談してご本人が納得されたうえで行ってください。ただし、すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではなく、また、調剤する薬局にない場合があります。

※ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省が先発医薬品と同等と認められた医薬品です。新薬の特許が切れた後に、有効成分、分量、用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です。ただし、先発医薬品と全く同じではなく、形や添加剤、色、味などは異なる場合があります。

お問い合わせ 国保医療課